

選択約款変更届出書

電契発 24 第 42 号

平成 24 年 7 月 25 日

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日	平成 24 年 9 月 1 日

料金その他の供給条件の内容

電化厨房住宅契約

1 目 的

この選択約款は、電力需要の少ない時間帯での使用が多い厨房需要を電化していただくことにより、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成24年7月25日付け平成24・05・11資第73号認可。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯Bもしくは従量電灯Cまたは選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕もしくは時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の電化厨房住宅契約（平成24年6月20日届出。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 季 節 区 分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、従量電灯B，従量電灯C，時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕によって料金として算定された金額から(1)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものとしたします。ただし、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額および(1)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いてえた金額が(3)の最低月額料金を下回る場合の料金は、(3)の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計としたします。

(1) 電化厨房住宅割引額

電化厨房住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額としたします。ただし、次によって算定された金額が(4)に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(4)に定める電化厨房住宅割引上限額としたします。

$$\text{電化厨房住宅割引額} = \text{(2)の割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$$

(2) 割引対象額

割引対象額は、次のとおりとしたします。

イ 従量電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季におけるその1月の使用電力量に供給約款16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または(3)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額としたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の

比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、供給約款別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものといたします。

ロ 時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕 6（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその 1 月の使用電力量に時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕 7（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕別表 6（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）に準ずるものといたします。

ハ 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における時間帯別電灯〔夜間10時間型〕 6（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその 1 月の使用電力量に時間帯別電灯〔夜間10時間型〕 7（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕別表 7（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）に準ずるものといたします。

(3) 最低月額料金

最低月額料金は、次のとおりといたします。

イ 時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕として電気の供給を受ける場合

時間帯別電灯〔夜間8時間型〕7（料金）（4）に定める最低月額料金
ロ 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

時間帯別電灯〔夜間10時間型〕7（料金）（5）に定める最低月額料金
（4） 電化厨房住宅割引上限額

電化厨房住宅割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。ただし、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比である分してえたその他季の値といたします。

1 契 約 に つ き	525円00銭
-------------	---------

6 そ の 他

- （1） 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- （2） お客さまがクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、供給約款39（違約金）に準じて違約金を申し受けます。
- （3） 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、別表（電化厨房住宅割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- （4） 供給約款26（料金の算定）（1）ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。
- （5） その他の事項については、供給約款、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成24年9月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

- (1) 供給約款の従量電灯Bもしくは従量電灯Cまたは選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕もしくは時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受け、クッキングヒーターを据え付けて使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合には、平成25年3月31日までの期間に限り、本則3（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。
- (2) 供給約款の従量電灯Bもしくは従量電灯Cまたは選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕もしくは時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受け、クッキングヒーターを据え付けて使用する需要で、平成25年4月1日の際現に(1)の適用を受けている場合には、本則3（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。
- (3) (1)の場合は、電化厨房住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。

別 表（電化厨房住宅割引上限額の日割計算の基本算式）

- 1 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 供給約款26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

電気事業法施行規則第26条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容
- 3 料金の算出根拠

1 変更を必要とする理由

当社は、供給約款が平成24年7月25日付け認可により変更となったことにもない、この選択約款についても変更することといたしました。

また、安全・快適・クリーンなクッキングヒーターの普及により、電力需要の少ない時間帯での電気の使用を促進すること等をねらいとしておりましたが、クッキングヒーターの自立普及の実態を踏まえ、現に適用を受けているお客さまへの影響を緩和し、また、さらなる事前周知に努めつつ、平成25年4月1日以降この選択約款の新規適用は行なわないことといたしました。

つきましては、電気事業法第19条第12項の規定に基づき、ここに平成24年6月20日届出の電化厨房住宅契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

供給約款の変更および平成25年4月1日以降この選択約款の新規適用は行なわないこととしたことにともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

3 料金の算出根拠

主として電力需要の少ない時間帯での使用が多い電化厨房需要の負荷特性を勘案して、電力量料金に含まれる電源固定費をもとに割引率を設定いたしました。

また、電化厨房住宅割引上限額は、電化厨房住宅需要のうちの使用量の格差を勘案して設定いたしました。